

平成15年度 第7回

公 共 事 業 等 審 査 会  
会 議 録

ラ ッ セ ホ ー ル サ ン フ ラ ワ ー  
平成15年10月20日

公 共 事 業 等 審 査 会 事 務 局  
(兵庫県県土整備部県土企画局課長(技術企画担当))

## 公共事業等審査会（平成15年度第7回）会議録

### 1 開 会

### 2 平成15年度第7回公共事業等審査会

#### （1）事務局より報告事項

##### 事務局

それでは、追加資料を開いていただきまして、その1ページ目でございます。ここに委員からいただきましたご質問の一覧がありますが、その1番目、全般につきまして、事業評価に際しての国庫補助の位置づけについて説明してほしいというご質問をいただきました。これは、わかりやすく言いますと、事業をする際、事業費が増加したりする場合がありますが、そういうことに対して審査会としての評価はどういう関係にあるのかというご質問だったと思います。

前回いただきました質問に関しまして、事業評価の考え方に対して私の方から回答させていただきますが、基本的に、継続事業につきましては、国の予算枠があれば、毎年の県からの要望に基づき、国からの補助がなされるものと考えております。

なお、本審査会では、その事業に投資すべき必要性や効果があるのかなどを評価していただいております。継続事業の場合は、翌年度以降も国への要望を続けていくべきかどうかということが大きな判断の一つになると思います。したがって、仮に事業費の大幅な増加があっても、たとえ国との協議が調い、補助がなされることが確実な事業におきましても、本審査会から休止、中止のご意見をいただいた場合は、県としましては要望を取り下げることになると思います。

私の方からは以上でございます。

##### 会 長

ただいまの全般的事項を簡単に申しましたら、事業費が途中で変わった場合に補

助金はどうなるかというご質問に対する返事でございますが、何かご意見、追加のご質問はございますでしょうか。

委員

明快にお答えくださったんですが、むしろお尋ねしたかったのは逆で、増加した場合、国の方からその分をふやしていただけるのかを知りたいので、そちらの方を教えてくださいましたらありがたいんですが。

今のお話ですと、減らすということであれば増額要求をしないというお話なので、それはそうだろうなと思います。ただ、このところ、増額のご要望がいっぱい出ていて、審査させていただいている中で、県の方としては重要であると判断して増額を要望すると。しかし、国の方では、そうはいつでも、最初に決まったのだから、ノーと来るのか、県の方がそうご判断になるならそれは速やかに尊重してふやしていただけるのか、そこが知りたかったということです。

事務局

逆の場合だと思いますが、逆も真なりというんですか、それも、国の方にお願ひすれば、認めていただけると考えております。

会長

特にこの前、公園事業その他につきまして、非常に事業費が値上がりしている例がございましたので、ああいう場合でも補助が出るか出ないかということでもめたわけでございますが、何かほかにございませんでしょうか。では、それはそれで置いておきまして、非常にたくさんの質問がございました林道整備事業について、事務局、お願いいたします。

事務局

前回及び前々回の評価委員会では、林業、林道についての総括的な説明をしておりますませんでしたので、質問に対する回答の前に、5分ほど時間をいただいて説明させていただきます。

森林の施業サイクルについて説明します。植栽は、森林を育てていくため、山に苗木を植える作業です。下刈りは、苗木の生育を妨げる雑草類を刈り払う作業です。植栽後10年目まで、5回程度行います。除伐は、木の生育を妨げる雑木等を除く作業です。植栽後11年目から20年目まで、1ないし2回行います。枝打ちは、林内に光を

入れ、地面の植生の生育を助け、節の少ない優良な木材を生産するための枝の一部を切り取る作業です。植栽後16年目から30年目まで、3回程度行います。

間伐は、成長過程で過密になった木々の間隔をあけ、林内を明るくするために行う作業です。16年目から45年目まで、3ないし4回程度行います。

伐採は、長い年月を経て育った木を収穫する作業です。伐採後は再び苗木を植え、繰り返し森林をつくり上げることができます。

このように、植栽から伐採までの間に、同じ場所で15回程度の作業が必要になります。また、間伐と伐採作業には、木材の搬出が伴い、林道の利用効果が大きくなります。

画面の写真は、間伐を行っている状況です。これは、林道を利用した木材の搬出状況です。

次に、森林に関する施策の変更について説明します。

昭和39年に施行された林業基本法の政策目的は、林業総生産の増大、林業生産性の向上、林業従事者の地位の向上といった林業に特化したものでしたが、平成13年に施行された森林・林業基本法では、多面的機能の持続的発揮、林業の持続的かつ健全な発展に転換されました。

森林の多面的機能につきましては、水源かん養機能、土砂災害防止機能、地球温暖化防止機能、生物多様性保全機能ほか、画面に示しているような多面的機能があります。今問題になっている間伐の必要性について説明します。

この写真は、間伐や枝打ちを行う前の森林内の状況で、このような状況では、林内が暗いため下草が育たず、土壌の流出や山崩れを起こしやすく、また、木がモヤシ状になり、風雪害や病虫害を受けやすい森林になります。

これは、間伐や枝打ちなどが行われた健全な森林の状況です。林内が明るく、下草が育ち、土壌が保全されやすい森林になります。このことにより、水源かん養機能が向上し、災害に強い森林となります。

これは、地元の子供会が林道でハイキングを楽しんでいる状況です。林道は、このようにレクリエーションにも利用されます。

最後に、これが、道をつくるために土を切り取った跡にできた人工法面に草や木の種をまぜた土を吹きつけ、緑化している状況です。草木が繁茂し、周りの景観にな

じていることがわかります。林道では、このほかにも、間伐材を利用するなど、自然環境に配慮した工法を取り入れ、事業を進めています。

以上で総括的な説明を終わります。

引き続き、前回の質問回答に移らせていただきます。追加資料をお願いします。

最初のページをごらんください。林道整備事業につきましては、同一趣旨の質問を18項目にまとめ、次の8つに大分類しました。林道整備事業の から までの分です。

1 ページをお開きください。森林の持つ多面的機能とそれを発揮させるための森林整備、林道整備の必要性、役割についてであります。このことにつきまして、次の質問に回答いたします。

1、林道整備の目的について、法律の改正で変わった点などがあれば教えていただきたいということです。

林業基本法は、昭和37年の木材輸入の自由化に伴い、国内の林業総生産の増大及び林業生産性の向上、林業従事者の地位の向上を政策目的に掲げて昭和39年に施行されました。その中で、とりわけ林業生産性の向上を図るために、林道の開設が必要な施策として位置づけられました。

その後、外材が大量に輸入されたことによる国内の林業生産活動の停滞や、森林の多面的機能に対する国民の意識の高まりに伴い、平成9年の地球温暖化防止京都会議を機に、平成13年に林業基本法が森林・林業基本法に改正、施行されました。この森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を政策目標に掲げています。

森林の施業サイクルは、植栽から始まり、施業を15回程度実施し、伐採が可能となれば、伐採後、再度植林し、同様の施業を続けることにより、循環可能な自然資源である木材供給機能が発揮されます。森林整備の推進は、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策として規定され、その中でも林道の整備が必要な施策として位置づけられております。

次に、2、林業に特化した事業ならば、連絡線形にする必要はないのではないかとのご質問です。

林道は、ご指摘のとおり、一般道路と異なり、必ずしも公道間を結ぶ必要はない

と思われます。しかしながら、今回審査をお願いしている林道は、規模が大きく、いずれも地域の基幹道であり、効率的な木材、林産物の搬出のみならず、生活環境の整備その他、山村地域における定住の促進、保健・レクリエーション機能や森林環境教育機能等の発揮に供するため、公道間を結ぶ連絡線形にする必要があると考えております。

質問の でありますが、県の森林・林業施策の推進方針について、以下の質問に回答いたします。これは、前回お示ししました林業施策についての質問であります。

さきに資料として提示しました県の森林・林業施策の推進方針は、毎年度実施する林業の振興と森林の保全に関する各施策の基本的な考え方を示したものです。

いつ時点の推進方針かというご質問であります。平成15年4月1日時点のものです。

いつごろからこれが実施されているかというご質問であります。22年前から毎年度実施しております。

その推進方針の結果であります。前回資料として提示している森林・林業施策の推進方針のうち、特に森林整備事業とかかわりのある主要事業について説明します。

多面的機能を維持、保全、発揮する森林の整備について、平成14年度末現在、森林整備事業22万ha、森林整備事業・開設延長 1,530kmを整備しております。

林業生産活動の活性化について、「ひょうごの木造・木質化作戦」は、平成15年度から8年間で本県独自の政策を推進しております。

「県立施設の木造・木質化20%作戦」であります。平成15年度に、木造化では県立陶芸館など14施設、木質化では県立尼崎高校など20施設を予定しております。

「県産木造住宅10倍増作戦」は、平成22年度を目途に、年間 1,500戸の「ひょうご木の家」の建設を予定しております。平成15年度は、南芦屋浜、姫路市に県産材によるモデル住宅を建設中であり。さらに、木造住宅の建設促進のため、平成15年度から県産木材利用木造特別融資制度を拡充しております。

「暮らしの中に木材を取り入れる運動」についてであります。県産木材を使った学習机、いすの導入や、住宅内装の木質化などを図っております。

続きまして、新ひょうごの森づくりの推進についてであります。平成6年度から始まった「ひょうご豊かな森づくり」に引き続き、新たに平成14年度から10年間で本

県独自の施策を推進しております。

「森林管理 100%作戦」であります。森林の持つ多面的機能の発揮のため、人工林のうち間伐が必要な森林について、市町と連携し、公的管理による間伐を実施しております。計画目標面積 8万 7,500haに対しまして、14年度実績は 7,803haであります。

「里山林の再生」についてであります。県民の自然との触れ合いや環境教育の場として、また生物多様性など生態学的な視点からも重要視されており、環境保全機能を初め多様な働きを持った森林として整備しております。目標計画面積 6,200haに対して、平成14年度実績は 827haであります。

「森林ボランティア育成 1万人作戦」であります。県民総参加の森づくりを推進するため、里山林で森林整備の実践活動を行うボランティアを育成。育成目標 1万人に対し、平成14年度まで 3,965人あります。

質問の3番であります。林道整備計画について、次の質問に回答いたします。

林道整備計画を県の中でどのように考えているのか。整備率を全国目標まで持っていきたいということが整備目標であれば、おかしいのではと思うので、教えていただきたいということあります。

本県の森林面積は56万 3,000haあり、県土面積83万 9,000haの67%を占めています。このうち民有林面積は53万 2,000haで、さらに民有林のうち人工林面積は22万haとなっております。人工林は利用可能な状況に育ってきており、緊急かつ適正な森林管理が必要となっております。この木材資源の有効活用と森林の多面的機能の持続的な発揮を図るための森林整備を進めるためには、林内路網から距離がおおむね 125m以内程度とすることが必要と考え、林内路網密度ヘクタール当たり40mを目標としております。

2点目あります。林道整備計画において、県内の林道計画網はどのようになっているのか。また、その計画の中で現在審議している路線は、計画網の中のこの部分だという資料を示してもらいたいということあります。

本県では、平成12年度に「ひょうご農林水産ビジョン2010」を策定し、21世紀初頭の兵庫の農林水産業、農山漁村の目指す姿を示し、その姿を実現するための農林水産行政の基本指針としております。ビジョンでは、林道、作業道の整備について目標

を定めており、平成22年度には、林道密度ヘクタール当たり 2 m、作業道密度ヘクタール当たり 8 m、林道と作業道合わせてヘクタール当たり 10 mの路網密度を目標としております。

3点目ではありますが、路網密度について、全国平均との比較等を含め、県としての考え方を教えてもらいたいということでもあります。

平成14年度末の県の路網密度は、林道密度ヘクタール当たり 9 m、作業道密度ヘクタール当たり 5 m、林内公道密度ヘクタール当たり 7 mで、林内路網密度はヘクタール当たり16.1mとなります。全国の路網密度は、林道密度ヘクタール当たり 2 m、作業道密度ヘクタール当たり 9 m、林内公道密度ヘクタール当たり10.3mで、林内路網密度はヘクタール当たり20.4mとなっています。県の路網密度は全国的に見ると低位にあるので、全国平均に近づくよう、ビジョンの目標達成に向け、より一層の整備促進を図っていきたいと思っております。

4点目ではありますが、林内路網密度が高いところの森林の状況を教えてもらいたい。全国平均がヘクタール当たり20m余りだと数十mごとに林道が入っているように思えるためということでした。

全国で一番林内路網密度の高い宮崎県では、林内路網密度ヘクタール当たり33.7 mの整備が進んでおり、スギの素材生産量についても日本一となっております。路網密度が高いため、林内が適正に管理されていると聞いております。

参考として、林内路網密度ヘクタール当たり40mの模式図を入れてあります。この場合、林道と林道の間隔は 250mになります。それから、右の方に、林内路網密度ヘクタール当たり20mの模式図をかいてあります。この場合であれば、林道と林道の間隔は 500mになります。

続きまして、質問の4番目ではありますが、対象路線の森林整備の状況について、次の質問に回答いたします。8ページをお開きください。

林道沿線の森林施業実施率の増加について、時系列にデータを見せてもらいたいということでした。

9ページの表をごらんください。路線名の左に順次、当該路線を利用できる森林面積、うち要整備面積、今までの実整備面積、延べ整備面積を整理しております。最下段をごらんください。林道対象路線の森林整備実施状況は、対象14路線合わせて、

林道利用区域 1万 7,797ha中、森林整備を計画している予定区域は 1万 1,602haです。このうち森林整備を実施しているのは 4,521haであります。森林整備は、同じ区域内で樹木の成長に応じ何度も整備する必要があることから、延べにすると 7,988haの森林整備を実施いたしました。

2点目ではありますが、林道整備に関して、予定整備面積、伐採予定面積を図面に示して教えてもらいたいということでありました。

9 - 1 ページをお開きください。図面の記載要領を一例で申し上げますと、三日月本郷線では、林道の整備済み区域を黒実線、林道の計画区間を赤実線で示しており、黄実線で囲っている利用区域 327haのうち、斜線の網かけ部分は森林整備の必要な区域 165haと示しています。そのうち両斜線の網かけの部分は、森林の整備を実施したことのある区域を示しております。60.75haになります。以下、13路線についても同様の記載をしております。

5番目の質問ではありますが、10ページをお開きください。林業労働者に対する県の施策についてであります。次の質問について回答いたします。

1番、林業労働力確保施策がいつ実施され、どのくらい効果が上がったか教えてもらいたいということでありました。

植栽など林業の作業は、昭和40年代には森林組合が植栽を中心とする森林整備が主軸となってまいりました。昭和60年代からは、資源の充実期を迎え、一定の技術力が必要な作業がふえ、最近では、森林組合の専業労働力へと依存が高まっております。しかし、その職場は3Kと言われており、新規労働者には敬遠されることから、昭和49年からは県独自の退職一時金給付制度の導入、平成4年度から月給制の森林技術者を確保するなど魅力ある職場づくりに努めた結果、高齢化率は平成7年度の58%が平成14年度では53%となり、若年層の占める割合が高まっております。

2点目ではありますが、林業労働者の高齢化率の判断基準を教えてもらいたい。町ごとに判断するのか、もっと大きな視点で判断するのか、全国平均また周辺府県、近畿圏の実情はどうなっているのかというご質問であります。

林業労働者の高齢化率は、一般的に60歳以上を高齢化の基準として対応しております。全国平均や近畿各府県平均との比較については、全国的なデータがないため、森林組合の作業班員の高齢化率で比較すると、本県では55%に対し、全国平均で47%、

近畿各府県平均51%となり、本県の林業労働者の高齢化率は高くなっております。これは、一定の時期に間伐等の施業が集中するため、森林組合を退職した高齢者の短期雇用が高齢化率を押し上げており、奈良県に次いで2番目に高くなっております。

3点目ではありますが、林道整備が高齢化の阻止、後継者育成にどのくらい効果があったのかということでもあります。

林道の整備によって間伐材の搬出等に必要なタワーヤーダー等の機械化が可能となることから、林業に参入した新規労働者が林業機械操作の資格取得を支援する林業新任技術者研修を平成3年から実施し、平成13年度末では40歳代以下の55%に当たる作業班員131名が受講するなど、後継者の育成に努めております。

4点目ではありますが、高性能機械に対応した林道整備をされているが、県平均でよいから、機械を使った森林整備の実績数値を教えてくださいということでもあります。

高性能林業機械は、平成13年度で県下に28台導入されており、素材生産量が減少し続ける中、機械による素材生産量は年々増加傾向にあります。県下の13年度素材生産量19万2,000 $m^3$ のうち、高性能林業機械による生産量は3万4,769 $m^3$ となっております。また、全国的に見ても、近年の素材生産の集材方法はケーブルなどの集材機によるものから高性能林業機械を用いた施業に移行しており、平成5年度まで高性能林業機械による素材生産量はありませんでしたが、平成6年度から13年度までは年々増加しており、平成13年度では全体の約3割となっております。

次に、6点目の質問ではありますが、12ページをお開きください。林産物と林道の役割についてであります。次の質問に回答いたします。

木材搬出量とその収益について、把握できる範囲で示してもらいたいということでもあります。

平成13年度の県下の素材生産量は19万2,000 $m^3$ で、木材粗生産額は28億8,000万円です。素材生産量と木材粗生産額については、兵庫県も含めて全国的に減少傾向が続いております。県下の平成13年度の素材生産量と木材粗生産額は、5年前と比較すると、素材生産量は68%、木材粗生産額は48%となっております。県下の素材の1 $m^3$ 当たりの素材単価は、スギ、ヒノキとも下落傾向にあり、平成13年度のスギの価格は1 $m^3$ 当たり1万4,500円、ヒノキの価格は3万100円で、5年前と比較するといずれ

も65%となっており、厳しい環境にあります。

2点目であります。木材、キノコ等林産物の生産に対し林道がどれほど役立っているのか。これだけ林産物がふえたというデータがあるのか、林業投資の結果、林業収入がこれだけふえたということ、県レベルでもよいから教えてもらいたいということでもあります。

林道は、木材の生産のためのアクセス、または搬出路としての重要な役割を果たしております。県下の木材、キノコ等の林産物を含めた林業粗生産額は、平成13年度は、木材28億 8,000万円、キノコ等の林産物は17億 4,000万円、合計46億 2,000万円、5年前と比較すると木材粗生産額は半分に減少しており、厳しい状況に置かれております。

次に、質問 であります。16ページをお開きください。事業費についてであります。次の質問に回答いたします。

事業費が5年前の倍になったものがある。計画段階でルートを選定するときに、事前の調査をどの程度されているのかを教えてくださいということでもあります。

林道は、一般道路と異なり、全体の概略設計調査では、詳細測量や地質調査の実施が認められていませんでした。路線ルートの選定を空中写真や地形図などをもとに、図上でルートを決めます。地形図では確認できない崖、地すべり、崩壊地等の有無の確認のため、ルート図に基づいて100m間隔で状況の調査を行います。現地調査に基づき、100m間隔の横断図から概略設計し、全体の概算事業費を算出します。

事業の実施に当たっては、事業採択後、各年度ごとに詳細測量を行い、事業費を算出してあります。100m区間の概略調査では急峻な地形、悪い土質や微細な地形の出入りなどが把握しにくく、実施に当たって20m間隔の詳細測量を行った結果、当初の全体計画の概略設計にはなかった経費の高いコンクリート擁壁などの構造物が増加しました。また、平成元年ごろから自然環境への配慮や脆弱な土質に対応した法面保護工の実施により、当初計画と比べて経費が増加いたしました。

2点目であります。林道全事業の増額の総額は約98億円となっているが、理由を教えてください。また、合理的に事業費を削減されているのであれば、示してもらいたいというご質問であります。

事業費については、全体として14路線で28.7%の増額となっております。主な理

由は、地形が急峻で土質が悪く、土工量及び構造物が増加しました。また、ぜい弱な土質により増加しております。それから、自然環境に配慮した法面保護工等の実施により増加しております。予想できなかった経費の増嵩によるものです。しかしながら、事前の概略設計調査では、技術的な調査が不十分であった点も認識しております。一般道路と同様の精査ができていれば未然に防止できるものと考えております。

このため、国に対し事前の概略調査での精度を上げるよう要求した結果、平成11年度に現地調査の精度向上が認められ、100m間隔の横断図作成から40m間隔の横断図作成が認められるようになりました。しかし、今回審査いただく路線については、従前どおりの方法で概略調査設計をしたものです。今後は、事前の概略調査についてより一層の精度の向上に努めてまいります。

コスト縮減については、地形に沿った波形のルートを採用や路肩幅員の縮小などの取り組みを実施しております。具体的には、路肩幅員の縮小を実施した場合には、掘削の土工量が少なくなり、残土処理経費が安くなる、山の切り土斜面を小さくすることになり、緑化面積が少なくなる、路体を確保する構造物の規模が小さくなるといったことから、開設単価の軽減となっております。

続きまして、8番目であります、18ページをお開きください。費用便益比についての具体例を示して説明してもらいたいということでありました。回答いたします。

森林基幹道須留ヶ峰線の費用便益比について説明します。林道整備事業の費用便益比の算出については、国の「林野公共事業における事前評価マニュアル」により算出しております。

須留ヶ峰線で算出している便益の主な構成は、路網整備による木材の搬出経費や輸送コストの縮減などの木材生産便益比が49.2%を占めております。次に、森林整備が実施されることによる森林の洪水防止や貯水の機能が增加する水源かん養便益が19.6%を占めております。以下、森林整備の経費等が縮減される便益が14.0%、環境保全便益が4%、山地保全便益が2%を占めております。また、マニュアルに基づき計算した費用便益比は2.49となります。

以上につきまして、前回のご質問に対する回答を報告させていただきました。

会 長

いろいろな点についてご質問が出てまいりましたので、補充説明が非常に長くな

りましたが、事務局で整理して8項目にまとめていただいたわけでございます。前回、議論が非常に錯綜いたしまして、こういうことも質問したかったんだけど、時間的に無理だったとか、あるいは先ほど他の委員からありましたように、こういうことを聞いたのと違う、本当に聞いたかったのはこういうことだとか、何々先生が質問されたので私は遠慮したけれども、やっぱりちょっと考えが違うとか、何でも結構でございます、すぐにお答えが出ないかもしれませんが、今度は補充の質問の方、どなたかございませんでしょうか。

委員

平成13年に新たに始まった林業基本法等におきまして、例えばこのあたりで法整備が行われた河川法なり道路法なり海岸法ですと、市民の意見を入れる、住民の意見を入れるという項目がいずれも公共事業の場合は入っているんですが、この法律にはそういったものが入っているのか。

なぜこういう質問をするのかといいますと、公道を結ぶことに対して、林業だけを考えますと必ずしも必要ないけれども、公道を結ぶことにより交通アクセスがよくなるという機能をうたわれておりますので、そういう需要があるのか、地元の住民、そこを利用する方々の意見がそういった事業に反映されているのかどうかということをお教えいただきたいのが一点です。

それから、林道による環境機能ということで、森林が整備されると環境機能は向上されるというのはよくわかるのですが、森林を整備するために林道をつくることで今まで植生があったところが裸地に変わるわけですから、それによる環境への負荷も当然あるわけで、環境機能の中にそういうマイナス効果をカウントされているのかどうか。裸地がふえますと、土砂も流出しますので、防災機能面でもマイナスの効果が当然出てくると思います。林道が非常に整備されたところでは、ダム貯水池なんかで土砂が流出して濁水化が起こるような事例もあるようですので、そういうマイナスの機能をカウントされているのかどうかということについて教えていただきたいのが2点目です。

もう一点は、前回ご説明があつて、やっぱりちょっとわからなかったのが防災機能なんです。特に、流出土砂量の抑制効果を便益にカウントされているわけですが、これは森林整備を実施した場合としない場合の流出土砂量をどのように算出されてい

るのか。つまり、森林が整備されていない状態での流出土砂量はどのような状況を想定されて算出されているのか。同じことが水についても言えると思いますが、土砂の流出率プラス雨の流出率についても、整備しない場合というのはどのような状況を想定されているのかということをお教えいただきたいと思っております。

事務局

森林・林業基本法について、住民意見を聞く項目があるのかということですが、直接住民の意見を聞くような制度にはなっておりません。ただし、林業施策をする中では、県下に林政審議会を設置して、そこに専門委員の方を置きまして、それには当然林業の代表、住民代表の方が入っております。県では森林審議会と申しておりますが、林業施策についてはそのような審議会の中で検討していくことになるかと考えております。

それから、評価について、林道を開設することによる防災面のマイナスはどのようにしているかということになります。先ほどちょっとパワーポイントでお示しましたように、林道を開設するときは、当然山を切っていくわけですから山が裸地化されるということがありますが、完成時分におきましては、法面の緑化、土砂流出防止のための擁壁、それから水の処理のための排水については十分考慮していると考えておりますので、マイナスの効果については認めておりません。

評価のうちの防災機能であります。土砂の流出抑制につきましては、県下で一つの流域を示しまして、今、森林に対して荒廃がどの程度あるのか、それから崩壊がどの程度起こっているのかということをお調べいたします。それについて、新たに森林を整備したことによって荒廃がなくなる、それから崩壊の危険性がなくなるということをお統計的に算出しまして、流出する土砂量に対して必要なダムを便益として計算しているということになります。

委員

林道整備による環境機能へのマイナス効果については、どのように評価されているのでしょうか。これもないという……。

事務局

マイナスの効果については……

委員

ゼロと。

事務局

はい。

委員

今、土砂流出抑制機能については、崩壊地の面積が何かを算出されて、要するに崩壊地を森林にしたらどうかということですね。ということは、裸地と森林を比較されたというふうに理解してよろしいわけですね。

事務局

裸地と森林とを比較する、それから荒廃している森林を整備する分の2点について考慮しております。

委員

ですから、整備されていない森林と整備されている森林との比較ではないと理解してよろしいのでしょうか。裸地と森林ですと、森林があるないの比較ですから、最悪の状態と比較されていると考えてよろしいんですか。ちょっと理解が間違ってますかね。

事務局

荒廃地等の考え方ではありますが、裸地と森林とを比較した分、山腹崩壊地と森林とを比較した分、それから山火事跡地等によって荒廃した分と森林を整備した分の3点について。

委員

だから、整備されていない森林と整備された森林との比較で整備効果を評価されているのではないと理解してよろしいのでしょうか。

事務局

森林火災等による場合には、火災によって全く山がなくなったかどうかということもあるかと思いますが、その程度は裸地に比べて中程度であるという評価をしております。

委員

ですから、森林の土砂流出抑制機能の評価が過剰にされていないかなという懸念があるんです。

それと、水の流出についてはどうでしょうか。どの状態と整備された森林を比較されているか。

事務局

森林を整備することによる洪水の防止ということではありますが、一つは、流出係数が変わってくると思いますので、森林整備する前とその後の流出係数の変化について、水の流出量を、例えば調整ダムで実施した場合にどの程度お金がかかるかということを出して割り戻した分です。

それから、保水機能であります。森林が整備されることによって、当然土壌への浸透が多くなりますので、貯留水量が増す。それについて、その程度の水をためるのであればダムがどのくらい要るかということを出した分です。

もう一つ、水に関しましていうと、浄化機能というのも便益に計算しておりますが、これは工業用水などを浄化するのにどのくらいお金がかかるかということを出した分です。

委員

森林の整備状況によって流出率がどう変わるかということについて、私、森林水防学は専門ではないんですが、いわゆるその方面の専門的な先生方のご意見なんかを聞きますと、今の科学的知見では評価できないというのが一般的なようなので、なぜ違いが出てくるのかが私にはわからないんです。むしろ他の先生の方が詳しいと思いますが。

会長

先生、どうぞご意見を……。結局、18ページの費用便益費の問題に係ってくると思うんですが。これをどうやって計算したかという。

委員

山腹斜面の効果というのは、やはり非常に大きなものがあるということが計算上も出てくるところかと思えますけれども、計画に使う上では降雨の初期条件がすべてかかわってきて、安全側に計画するのでしたら、十分に水がたまっているような状態をスタート地点に置かならば余り効果がないという評価になってくると思われます。ただ、1年間を通じての表土層における貯留容量というのは、非常に面積が大きいので、時期によっては、200mm以上一時的に貯留できることから、そのような表土

層が発達しているところにおいては、そういう意味ではダム効果も認められるのではないかと思います。

会 長

どうもありがとうございました。

委 員

前半に大変いろんな質問を出させていただいたので、恐縮しながらですが、非常に精緻なご回答をいただきまして、とりわけ9 - 1から14までの図に関しましては、知りたいなと思ったことをかいてくださっていますので、大変興味深く拝見いたしました。こういうのがありますと、利用区域の要森林整備面積がこういう状況なので、したがって林道を整備なさるのだなという納得のもとになるんですが、逆に一、二わからないことが出てまいりました。

9の幾つかの図について、どれにしても共通する部分があるんですけども、例えば9 - 9の図を見ていただきながら質問させていただきます。これによりますと、今回、計画路線を赤で記入してくださってしまして、実施路線が黒で、斜線のこれからの要整備面積にそういう赤線がある部分はなるほど納得いくんですが、そうでない部分に赤の計画路線が入っている図が、この9 - 9に限りませんで、たくさんあるわけです。

最もどうなっているか教えていただきたかったのは、9 - 11でございます。これは、中辻・肥前畑線をつなぐ方が利用度が高まるのはわかるんですが、これは広葉樹林ですので、恐らく整備の必要がない場所ですね。さらに、計画路線がかかっている部分も、もちろん今回の赤い計画路線から斜線のところに至るために必要なものかもしれないんですが、既に実施されている路線を利用して十分に斜線の要森林整備面積の部分に到達できるのではないか。これはあくまで素人考えですが、そう思った部分が一例です。

ほかの部分もそのように疑問を持つものが幾つかございまして、逆に計画路線の設置部分にもかかわらず、既に整備実施面積にされている図もあって、ますます実はわからなくなりましたので、これについてちょっと教えていただきたいのが一点です。

それから、前回、16ページでございますが、後から事業費が随分ふえることについてご質問させていただきましたら、なかなか調査が十分にできない事情があったよ

うなので、やむないことだと思った次第で、地質的なものはかくなることで理解できます。ただ、今回、こういう図が出てきたということでございますので、さっきの図の方でお書きいただきました森林整備の実施計画と実施済みの部分等とのバランスも、計画段階において考慮されているかどうかについて教えていただきたいのが第2点目です。

第3点目といたしましては、最初に森林整備の要点をご紹介くださいましたので、大変わかりよかってありがたかったんですが、私が別途いただいた資料の中に、人工林と天然林の齢級別面積とか蓄積のことが書いてありました。皆さんのお手元にはないと思うんですが、この資料を拝見した折に、今後整備対象面積がふえていくということはよくわかるんですけども、最初にご紹介くださいましたお話を聞いて、利用頻度からいたしますと、どうしてもやっぱり今回丁寧にご紹介くださった整備予定部分と整備済み部分との連関を意識した計画実施、あるいは計画設定というものが肝要となっていくんじゃないかなという思いを強くしたわけです。

従来、この時点まで相当森林整備のための林道が整備されてきているにもかかわらず、まことに残念なことながら、県内における木材生産量が傾向的に減少しているのは事実でございますし、最初の説明で、多方面にわたる森林の利用を行うことに関しまして、施策が進んでいるのはよくわかる部分があるんですけども、もう一つ関連性が……。関連というのは、費用対効果の効果がぴんと来ない部分がございます、この調子でやっていていいのかなというすごく素朴な疑問が出てきたわけです。ですから、これはすぐにお答えいただかなくてもいいんですけども、そのあたりのところが3点目になります。

4点目ですが、ひょうごの森づくりプランというお言葉がございまして、別に今日でなくて次回で結構ですが、今回の林道整備のところ、このひょうごの森づくりに該当している地域があるのかなのか。それからまた、具体的にどの地域がひょうごの森として指定されているのか、まことに恥ずかしいことながら、全然わからないんです。ひょうごの豊かな森づくりプランというのがあるらしいことは各種文献からうかがい知ることができるので、一体どの地域でどのような規模のひょうごの豊かな森づくりプランがあるか、予算規模はおきまして、どれぐらいの年限の計画を持っているかを教えていただけたらと思います。追加的なご質問になりますが、よろしく

お願いします。

事務局

1点目の、9 - 11にあります中辻・肥前畑線で、今から計画がある路線でもはや森林整備がされているところがあるということですが、最初にパワーポイントでちょっとご説明させていただきましたように、林道が最も効果を発揮するのは、森林がある程度成長して間伐が必要になったとき、それから伐採のときだと思っております。植林した後、例えば下刈りとか枝落とし等に入っていくわけですが、そのときには、極端に言いますと、草刈り機1台あればできる、資材等を持って入ることはありませんので、少なくとも先行して実施されたものであると思っております。もう一点は、林道が赤線のところに行くまでに、黒い実線のところでもはやアクセスが相当に改善されたということもあるかと考えています。

それから、林齢状況によって林道の整備をするのかどうかということですが、まず、森林が伐期に達したときは林道開設を非常に急ぐわけですが、広い面積の中で、森林が伐期に達したところもありますし、今から例えば下刈りに入ろうとかという初期的なものもあります。少なくともこれだけの大規模な林道については、林分構成というのは林道開設に向かった採択のときには考えますが、弱齢林が多いから採択をしないということについては考えておりません。伐期に近くなった林分が多いところについては、林道の開設は急ぐと思っております。

委員

伐期が近いということであると、伐期に達する樹齢は大体何年を考えておられるんですか。

事務局

大体46年生以降と考えております。

委員

46年以降の人工林の存在というものが量的なものにしまして……

事務局

この図面については、林分配置というのは表示しておりません。

委員

もちろんそうですし、皆様のお手元にはない別資料を私、拝見していますが、兵庫

県の人工林の齢別蓄積というので、20年を超える樹齢の人工林は極めて少ないという資料をたまたま見てしまったので、ちょっと疑問に思ったんです。その辺のところは私もあいまいで、何年先をにらんで緊急を要してやっておられるのかがちょっとわかりませんので、一概に言えないんですが、そんなに県下で伐期が近くて急ぐ部分が多いのかなと。

事務局

7ページをお開きいただきたいと思うんですが、資料2で兵庫県の民有林の年齢別資源構成を表示してあります。これでいいますと、例えば人工林で一番多い分が36年生から40年生、広葉樹については51年から55年。広葉樹を伐採するかは非常に不明確なところがありますけれども、針葉樹につきましては、もはや県内の林分配置で36年から40年生が非常に多くなっておりまして、10年を過ぎますと伐期が近づくものと考えております。

会 長

よろしゅうございますか。ただ、今、全体としては、特に赤になっております針葉樹の人工林の伐期はもっと遅く考えられるでしょう。

委 員

この資料でということですね。わかりました。

会 長

はい。しかし、県下だけではなく、全国的に見ましても、長伐期施業ですね。

事務局

今のところ、木材の価格が低落しているということと、保全上の問題から、全県的に長伐期施業を指導しております。

会 長

だから、70年から上でしょう、普通、人工林の伐期ととられているのは。

委 員

70年生から上ということですね。

会 長

それくらいだと思います。

事務局

一般的な伐期と今県のやっています長伐期施業というのは、大分伐期に開きがあると考えています。

事務局

新ひょうごの森づくりプランについて、いつまでやるのか、どの地域でやるのかというお尋ねがあったと思いますが、内容的には、4ページに書いておりますように、一つは、間伐を進める「森林管理 100%作戦」は、間伐が必要なところは全部間伐するというので、計画目標 8万 7,500haを14年から23年までの10年間でやっていく計画にしております。それから、「里山林の再生」は目標計画面積 6,200ha、もう一つは「森林ボランティア育成 1万人作戦」をやっておりますけれども、これのどの地域でということにつきましては、全体的な個々の張りつけというのはまだやっておりません。それぞれ前年度に市町とかそういうところと連携しまして計画を立てて、毎年度の計画で実施していくことにいたしております。

会長

これについては、パンフレットみたいなものはつくられてなかったですかね。今、少し取り寄せられませんか。お願いします。このプランにつきましてはパンフレットができていますはずですから。

委員

5ページの数値なんですが、路線密度は、林道と作業道を含めて1ha当たり8mとなっていて、14年度末で、次のページでは16.1m、全国平均が20.4mという。このあたりの数字、8mというのはこれで正しいのでしょうか。

事務局

6ページの路網密度については、で述べていますように、現在、林道密度は9m、作業道密度 5mでありますから、林道と作業道密度は合わせまして 4mになります。5ページの で書いてありますのは、2010年に林道密度 2m、作業道密度 8mの合計8mにしたいということであります。

委員

これと関連しまして、現在の計画が 100m区画で、それを上申されて40mの計画ができるようになったというお話でしたが、事業費算定と大きく関係するところですから、100mあるいは40mといいましても、その途中の区間についても調査段階で少

しチェック項目を加えるだけで、大分状況はわかると思いますので、工費の算定精度は向上するのではないかと思います。

また、4,000名近くのボランティアの育成が一方で進められておりますので、先ほどもお話がありましたように、市民が参加する形で、林道計画ともうまく結び合っ  
て林業全体が発展する方向での計画を一層ご考慮いただくよう、今後ともよろしくお  
願いしたいと存じます。

委 員

さっき質問したこととも関連するんですが、林道整備による便益の評価方法は、  
今後ともこういう形で進められるのかどうか。多分修正の方向でいろいろ見直し、ご検  
討いただけるとは思うんですけども、一つは、整備している一方で林産物の生産額  
が落ちていっているという現状を見ると、やはり便益の評価の方法については少  
し見直しが必要ではないかと思います。

それから、防災に関しても、環境に関しても、マイナスの機能を今マニュアルに  
ないから考えないでよい、あるいは考える必要もないのかもわからないんですけど  
も、そのあたりも、森林整備して、例えばアマゾンの熱帯雨林のように物すごい環境  
破壊が起こった事例もあるわけです。ここと同じ状況ではないでしょうけれども、生  
態系を少なくとも分断することはまず間違いないので、便益を算出する際の環境機能  
とか防災機能のもう少し正確な評価方法がないのかどうかということです。

それともう一つ、市民の意見が入っているのかどうか。こんなところに林道をつ  
くっても、という話を地元の方なんかからよく聞きます。それは代表意見かどうかと  
いうのはもちろん疑問ですけども、やはり公共事業ですので、何らかの形でそうい  
うメカニズムが入らないのか。道路とか河川はそういう方式を取り入れて何年かた  
ちますので、それと同じような形で進めていただけないものかなと思います。

委 員

今回、総合的にご説明いただいて、今、市民の声というお声が出ましたので。  
ちょっと気にかかっていたことなんですが、一貫して林業労働に従事される方の高齡  
化対策ということで林道整備がなされていることはよくわかりました。ただ、林道整  
備及び林業を振興させることで受益をするのは、広くは環境問題という観点では県民  
全体になるわけですが、農業ですと農業労働者というよりも農家というものもござい

ますので、林業であれば、恐らく山をお持ちになっている林家の方たちの存在もあると思うんです。その存在についてもほとんど触れられていないわけですが、むしろ林業労働者の問題ではない部分もあるんじゃないかと思います。林業生産を振興しなくちゃいけないということに関しては私も異論はないんですけども、少しわかりにくいので、林家の方たちのご事情とか、林業従事者とか林業労働者と言われる方、山を持っておられる方、民有林というのが一定程度ございますから、そういう方の量的なものとその関連性について教えていただけるとありがたいんですが。

事務局

それでは、1点目から順を追って説明させていただきます。

事務局

林業労働者と林家数ということでございますが、今、本県の林業統計書にまとめておりますのは、林家は1ha以上のものという規定がございまして、それが兵庫県では約3万1,000人おられます。山を持っておられるわけですが、ところが、5ha未満の林家が約8割を占めておられます。そういう小規模な林家の方が森林整備をされるということもあるわけですが、資料にも書いてございますように、小規模な林家の方、森林所有者が組合を結成されておまして、森林組合に大方は入っておられて、作業については森林組合へ委託するという格好で林業の場合は進んでおります。だから、林業労働と所有というのがかなり分けて考えられているということで、協同組合として森林組合の方が林業労働を担っているというのが実態でございます。

事務局

最初に質問いただきましたマイナス評価についてであります。世間で問題になっておりますのは、例えば一般的にスーパー林道と言われておりますもので、非常に規模の大きな2車線の林道については以前からずっと環境問題が出ております。しかし、兵庫県の林道は、1車線、5mということですから、今のところそれほど環境に影響があるとは考えておりませんが、今の問題につきましては、マイナス面について国ともう一回協議させていただいてご回答したいと思います。

それから、林道に関する地元の要望で反対意見もあるということでもありますけれども、少なくともこの林道事業については、すべて地元から林道をつけてもらいたいという要望に対して県がやっているのが実情であります。中には反対の方もおられる

かもしれませんが、少なくとも町全体の意見としては林道についての要望が非常に高いと思っております。

委員

地元は当然便利になりますから喜ぶと思いますけれども、多面的機能をうたわれる限りは、もう少し交通アクセスの利用者である地元以外の方の意見も反映されるべきなのではないか。多面的機能をうたえばうたうほど、そういうこともやっぱりご配慮いただければなと思います。

会長

山から海までが一続きのものであるという認識が広まっております。どこまでつながるかは別としまして、単に地元の町だけではなくて、その下流の市町も山の恩恵を受けるわけですから、その辺の意見が今後反映される必要があるのではないかと思います。

いろいろご意見をいただきましたが、実は予定よりも時間が大分過ぎております。なお幾つか疑問をお持ちだと思います。ご質問が残っている方、あるいは思いつかれた方は、事務局の方へファクスなり電話なり入れていただいて、次の会議のときにもう一回ご返事をいただきたいと考えております。

時間の関係がございますので、次の河川事業に移らせていただきます。

資料は特にございませんが、追加資料の1枚目でございますように、主な質問は、河川改良後の河床面の管理はどうするかという問題でございます。

事務局

それでは、前回、河川改良後の河床面にアシ等の草木が密生し、環境が著しく変化する、その対応策はあるのか説明してほしいというご質問をいただきましたので、ご回答します。

兵庫県におきましては、河川や水辺における自然の秩序を尊重しまして、生物の多様性を確保するため、自然の豊かさを感じる川づくりに取り組んでおります。その結果、草木が生育するとともに、生物が生息できる環境になっているということも言えます。反面、アシ等が密生し過ぎまして、流下能力の阻害であるとか、親水性の悪化、あるいは植物相の単純化をもたらしていることも事実でございます。しかし、河道内のアシ等草木の繁茂につきましては、洪水時の河床洗掘を防止する機能や、水質浄化、

特に窒素、燐の吸着といった効果、あるいは魚類とか鳥類の生息場所等に役立っていることも事実です。こうしたことをとらまえまして、個別の河川の状況を見ながら判断して、景観上にも配慮しながら草木の密生に対して除草、草刈り等を行っているところでございます。

ただ、我々が管理する河川延長は 3,500km ございます。近畿 2 府 4 県で最も長い延長を我々は管理していますが、予算面あるいは人的な面から、すべてに対応できていないことも事実でございます。今後、先ほど申しましたように、治水上特に支障を及ぼしている箇所がありましたら、当然生物生息への影響を考慮しながら、随時草刈り等を実施していきたいと思っております。

会 長

兵庫県は特に、全国でも珍しく二級河川あるいは一級河川の県管理区間についてもいわゆる水辺の国勢調査を連続してやっておられまして、それぞれの河川でパンフレット等もつくって、地元の方へ配布したりしておられます。武庫川につきましてはたしかこの前お配りされたと思いますが、ああいうパンフレットをつくったり、調査もやって、河床を守るといふか、茂り過ぎたりしないように、といってコンクリートで固めてしまうこともしないようにということをやっておられます。質問された委員は今日、ご欠席でございますので、どなたかほかの方、何かご質問はございますでしょうか。 ないようでしたら、次に、ご説明をお願いします。

事務局

それでは、ご質問いただきました 2 点につきまして、資料に従ってご説明させていただきます。資料は、追加資料の「市街地」という赤いインデックスのついたところをお開きいただきたいと思います。

質問の第 1 点目は、保留床を民間ディベロッパー等へ一括処分することについて、過去の事例、あるいは効果等について説明していただきたいということでございますので、まず、組合施行を中心にいたしまして、第 1 種市街地再開発事業の仕組みについてご説明させていただきたいと思っております。お手元にお配りしている資料と同じものを画面に映しております。

繰り返しになりますが、再開発事業は、土地利用が細分化され、一般的には木造の老朽化した建物が密集している地区を対象として事業いたしまして、その高度利

用を図りながらその地域にふさわしい都市機能を整備していく、あるいは必要な公共施設、オープンスペースを整備していく、こういった事業でございます。

権利変換方式の第1種事業の仕組みといたしましては、土地所有者が敷地の土地を提供する、その見返りとして、真ん中の図に権利床と書いておりますが、その価値に等しい新しくできた建物の土地あるいは建物の権利の一部を取得するという形になります。

事業費の算出に当たりましては、保留床というのは高度利用することによって余剰になりました権利床を除いた床面積ですが、それを新たにその地域に居住したりそこで営業したいという方に分譲するというので、分譲される保留床の購入資金を事業費の一部に充てる、保留床を購入して入居される方は床を取得するという仕組みで事業が成り立つという、いってみれば地権者等を含めた共同建替事業という形になるかと思えます。

このことによりまして、密集した市街地の解消による防災性の向上や健全な高度利用、あるいはオープンスペース、公共施設等の整備による都市機能の向上、こういったことが図られる事業でございます。

事業主体といたしましては、市町等の公共団体、公団、公社、あるいは市街地再開発組合等が主体となり事業が行われるということが都市再開発法で規定されております。市街地再開発組合の構成員になり得る者は、その地域の土地所有者、借地権を有する者、後ほど次のページでご説明させていただきます参加組合員で、こういった者が組合を設立して事業を進める形になります。組合の設立に当たりましては、定款と事業計画を定めて、再開発の場合は県知事はその認可に当たるという形になります。

一方、組合施行に対しましては、地方公共団体として、先ほど申し上げましたように共同建替事業によってまちの環境、機能等が向上するというまちづくりの支援をするための補助金ということで、共同化に必要な行為を対象に、調査設計計画費、土地の整備費、共同施設の整備費、それに附随する事務費を組合等に補助する形になります。それから、道路等の公共施設の整備があります場合には、管理者負担金を出してでき上がった道路等を引き取る、維持管理は公共団体が行う仕組みになっております。

組合施行の場合の資金計画という形で、今の仕組みを整理し直したものが下の図

でございますが、左側に支出金、真ん中に収入金という形で書かせていただいております。

網がけしているところが補助の対象になる部分でございますが、先ほど申しました調査設計計画費、従前建物の除却等も含めた土地の整備費、工事費につきましては共同化する部分の施設、これはオープンスペース、空地の整備とかガス、水道等の供給処理施設の事業費の一部が補助対象になります。それから、組合の事業資金の借入れに対する利息、あるいは網がけしました部分に相当する附帯事務費は当然補助の対象になっているという状況でございます。

次に、それに見合う事業の収入の方でございますが、公共施設の整備がある場合は管理者負担金、ない場合でも、共同化することに対する助成的な補助ということで補助金、残りが自己資金、あるいは保留床の処分金ということで、これは組合を構成する者が負担することになります。そういうことで、組合施行の市街地再開発事業を成立させるためには、組合の方が負担すべき金額を確定させていくことが非常に重要なポイントになってまいります。

保留床の処分方法を書かせていただきましたが、一つは、参加組合員に一括して処分するというやり方、参加組合員まで至らなくても、核テナントとして入る人との協定等による処分、あるいはこの場合は公益的施設の床となりますが、そういった市町への一括的処分、ビル全体を今後管理していくこととなります管理会社に処分するというやり方や個別の処分等いろいろございまして、組合によってこれが組み合わせられて保留床の処分がされていくこととなります。

都市再開発法にも、安定した事業を進めていくということから、参加組合員の制度を設けられていますので、次の2ページでその仕組みについてご説明させていただきます。2ページの中ほどからやや下に「参加組合員制度」と記載したところがございます。

法律の上では、都市再開発法の第21条、それに附属いたします政令第6条で参加組合員の規定がございますが、参加組合員となり得る者は、公的資金による住宅を建設する者、不動産賃貸業者、商店街の振興組合、あるいは組合が施行する市街地再開発事業に参加するのに必要な資力及び信用を有する者、これには民間ディベロッパー等も該当してきます。四角囲いで法文21条を記載させていただいておりますが、参加組

合員につきましては、定款の中で参加組合員に関する規定を設けることになっております。

続きまして、制度のメリットを書かせていただいておりますが、組合側から見たメリット、また参加組合員の立場から見たメリットとして、一括処分の効果を説明させていただきたいと思っております。

まず、市街地再開発組合の立場から見ますと、参加組合員の場合は、土地の提供のかわりに将来取得することになります保留床の購入に相当する分を負担金という形で入れていただくということで、事業資金の調達がそこで図れる、あるいは保留床の処分先が事前に決まるため事業リスクの軽減を図ることができるというメリットが一つございます。もう一点は、参加組合員の事業ノウハウをこの事業に取り入れることができるというメリットがあります。

次に、参加組合員になる人の立場から見ますと、その地区で新たな事業展開を行うことができるということと、一般的なでき上がった保留床を買うということではなくて、組合員の一人として参加いたしますので、事業計画の段階から事業に参画して自己の意向を計画に反映することができるメリットがございます。その反面、定款で定められますので、参加組合員は自分の意思だけで一旦なった参加組合員を勝手にやめることはできないという強い拘束力といえますか、責任と義務が生じてくるということでございます。

県下の過去の事例についてご説明したいと思っておりますが、2ページの上の方に表でまとめさせていただいております。

現在、兵庫県下では、76地区で再開発事業を完了または施行中ですが、そのうちの約半分強の40地区が組合施行でなされております。保留床の処分の方法ですが、参加組合員に一括して処分するのが8割の32地区で行われております。内容的には、住宅を参加組合員に一括処分した例が26地区、商業・業務施設が15地区、一つの地区で両方あったものもありますので合計は41地区になっておりますが、こういった状況でございます。住宅の場合ですが、公団、公社には15地区、今回の阪神尼崎南と同じように民間のディベロッパーに参加組合員として入ってもらって一括処分したものが11地区ございます。その他というのは、備考欄の に書いておりますように、参加組合員までは至らなかったけれども、覚書等でキーテナントになる人との協定によってで

き上がったものを一括処分した場合とか、最近多くなりつつありますが、地元市が公益施設用の床として取得するというので進んできたものが残り8地区でございます。

以上が1点目のご質問に対する説明でございます。

3ページをお開きいただきまして、もう一点は、これまでこの審査会でご審議いただきました地区がどうなっているか、その状況を説明してほしいということでございます。

まず一点目は、神戸市の中山手地区、これは、平成14年度に新規事業として審議いただきまして、新規着手については妥当と評価されたものでございます。この地区につきましては、現在、組合の設立に向けまして、母体となっております準備組合において事業計画の作成、また権利者間の調整、合意形成を図っているところでございます。現在の見込みといたしましては、今年度末ぐらいには組合の認可申請が出され、県としてもその審査をした上で認可して事業にかかっていく状況になるかと思っております。

次に、2つ目の地区でございますが、明石市東仲ノ町地区です。これにつきましては、事業が平成3年度から行われておりまして、10年たっても完了していないということで平成12年度に継続事業でご審議いただき、ほとんど躯体ができ上がっていたこともあって継続妥当という評価をいただいたものでございます。

事業期間は、先ほど申しましたように平成3年から平成13年までということで、ビルそのものは13年11月に完成し、同月29日にオープンしております。その状況につきましては、住宅が159戸、そのうち権利床が41戸、保留床は118戸でございますが、これは参加組合員として組合に入っておりました兵庫県住宅供給公社が一括取得して分譲しております。備考欄に書かせていただいておりますように、現在では、すべて分譲済みの状況になっております。

商業・業務施設ですが、面積は2万2,500㎡強ございまして、そのうち従前の商業者が権利床として取得したものが5,900㎡強でございます。保留床としましては、約1万6,600㎡ほどございますが、一つは、明石市も出資してこのビル全体を管理する第三セクターの明石地域振興開発株式会社が、これも参加組合員として入っております商業施設の床は取得するというので、これにつきましては中に入るテナントへこの株式会社から賃貸するという形態で進んでおります。店舗といたしましては、

スーパーのマルハチ、おもちゃのトイザラスといったものをキーにしなが、いろいろなファッションとか生活関連の商業施設、あるいは飲食店等が入っております。もう一つは、明石市が約 6,200㎡ほど公益施設の生涯学習センターとして取得してオープンさせております。

それから、駐車場でございますが、整備いたしましたのは 788台、そのうち住宅入居者用は 126台ございまして、残りの 662台を商業・業務用といたしますが、来館者が利用しているということで、この駐車場につきましても先ほどの第三セクターが所有、管理しております。662台の利用状況は、今年度の4月から9月までの半年間の1日平均で、これは平日・休日をならした数字でございますが、利用台数は 1,343台、対象の 662台に対しまして1日当たり平均2回転という利用率になっているということでございます。

表の下に書かせていただいておりますのは、今年度上半期の1日平均の実績でございますが、来客者数は1万 4,410人でございます。

また、その下に、JR明石駅とその少し南東の方の中間地点で明石市が観測いたしました通行者数の資料がございます。平成13年5月のこの再開発地区がまだ工事中の時点と、14年10月のオープンして1年ぐらいの時点の変化を示させてもらっております。平日でいきますと、オープン前は 3,000人弱だったのが、オープン後は 9,000人強と3倍以上になっている、休日につきましては、オープン前が 2,600人強であったのが1万人強という形で、この地区のにぎわいづくりには大きく貢献しているのではないかと考えております。

もう一点の相生駅前地区につきましては、昨年度、継続事業で審議いただきましたが、キーテナント予定者が抜けた後、事業計画の見直しに少し時間がかかっておりましたので、補助事業としては休止が妥当という審査をいただいたところです。これにつきましては、まだ現在、準備組合において事業計画の変更を検討中でございます。

4ページの写真は、明石市の東仲ノ町の状況でございます。上の方は、事業前の航空写真で、まだ山陽電鉄も高架化されていない時点ですので比較はしにくいのですが、駅との位置関係をこれでごらんいただけたらと思います。下の写真の左側は、再開発事業にかかるまでの商店街の状況でございます。右側は、現在の姿ということで、これは駅の南側の駅広のところから再開発ビルを眺めたものでございます。こういっ

た形で、この地区のにぎわいについては非常に貢献していると評価できるのではないかと考えております。

説明は以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。先ほどの林道もですが、この場合も、要するに公共性、公益性がどうなのかという立場からのご質問が出ていたと思います。今までになされています明石の方は成功した例、あとの2例は現在、中止あるいは進行中でございますが、何かご質問はございますでしょうか。 特にないようでしたら、これにつきましては後で審査したいと思います。

## (2) 議案 1 再々評価に係る審議案件(ダム、河川事業)の審査

会 長

議案の1番目は、再々評価に係る審議案件、ダム、河川事業等の審査でございます。

この審査会の設置要綱では、事業の評価に当たりまして、県が作成しました調書により、その事業の必要性、有効性・効率性、環境適合性等の観点から審査し、優先的に着手せねばならないかどうかについて結論を出すことになっております。

まず、武庫川関係、ダム事業と上流、下流の河川事業、これは一体ではないでしょうけれども、お互いに関連しております。案件番号で申しますと、38番、50番、51番の3つでございます。この3つにつきまして、何か追加のご質問あるいはご意見等がございますでしょうか。原案はいずれも継続妥当となっております。

ただ、河川事業に関しましては、お配りしております要領の第4条の2で、河川法に基づいて構成されます委員会等の結論を待って継続事業とするということになります。これとの関連が若干残っております。どなたかご意見はございませんでしょうか。

特にないようでしたら、原案どおり、いずれも治水にも関連することでございますので、継続妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

特にご異議がございませんようでしたら、そのような線で知事へのお答えを書きたいと思います。

(3) 議案 2 新規事業評価に係る審議案件(再開発事業)の審査

会 長

続きまして、議案の2番目、先ほどご説明がございました尼崎駅南側の市街地再開発事業でございます。先ほど追加の説明がございましたが、何かまだご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

委 員

丁寧に事業の内容をご説明いただきましたので、公共性ということも理解できたんですが、ほかの地域でも、例えば阪急の西宮とか、既によく似た巨大と言ってもいい高層の開発があります。あるいは尼崎もそうで、これからつくっていかれるときに、希望としたら、安全、安心、地域の活性化、それから快適性・ゆとり等々の言葉が盛り込まれているんですけども、やはり景観、環境も含めて、利便性とか経済効率性だけを追求しない、美しい兵庫というのにふさわしい視点を盛り込んでいただければいいなというのが、ちょっと抽象的ですが、お願いします。

会 長

環境適合性という考え方がこの審査会の一つの柱でございます。ひょこっと突っ立ったようなビルができて、かえって都市景観を壊すということもあるかと思えます。これは、追加意見というか、コメントとしてつけたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ほかにご意見はございませんでしょうか。では、ただいまの委員からのご指摘を含みまして、事業着手妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、具体的なコメントにつきましては、最後のところで文案をご審議いただくことにします。

(4) 議案 3 再々評価に係る審議案件(河川、ほ場、農道、防災ダム事業)の説明、質疑

事務局

冒頭にご説明いたしました、再度ご説明させていただきます。

次第のついた資料の最後の2ページに、審査対象案件総括表をつけております。今回、説明させていただきますのは、この中で、河川事業で39番、41番、43番、45番、49番、53場、58番、59番、63番の9件と、平成10年度の評価のときに65番につきまして附帯意見をいただいておりますので、その説明をさせていただきたいと思っております。また、農林水産部の関係では、ほ場整備事業と農道整備事業、防災ダム事業が今回の審査会の審査対象となっておりますが、そのうち20番と21番の農道整備事業2件についてご説明をさせていただきたいと思っております。

このほか、説明を省略させていただきました残りの河川事業、ほ場整備事業、防災ダム事業の17案件につきましても、ご質問がございましたら詳細にご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

1) 事務局から河川事業(10件)について説明

- ・ 審議番号39 河川事業 加古川 中流工区
- ・ 審議番号41 河川事業 千種川 本川工区
- ・ 審議番号43 河川事業 三原川
- ・ 審議番号45 河川事業 千鳥川
- ・ 審議番号49 河川事業 市川
- ・ 審議番号53 河川事業 船場川

- ・ 審議番号 5 8 河川事業 神崎川（高潮）
- ・ 審議番号 5 9 河川事業 庄下川（高潮）
- ・ 審議番号 6 3 河川事業 大谷川（高潮）
- ・ 審議番号 6 5 河川事業 加里屋川（高潮）

会 長

どうもありがとうございました。とにかく河川関係は物すごい数で、その中から選んで説明をいただいたわけですが、それ以外の河川を含めまして、何かご質問はございませんでしょうか。

資料番号の21番、千種川の本川でございますが、事業費が、481億円を見込んでいたのが240億円に下がっています。文中に説明はございますけれども、この辺の説明をお願いしたいと思います。逆に、物すごく上がっているものもございますね。

事務局

事業費につきましては、増えたり減ったりしておりまして、千種川を初めとして主なものを説明させていただきます。

実は、千種川につきましては、当初、整備目標を80分の1として我々は事業を進めておりましたが、一方では、昭和45年の災害時の見合い、確率で申しますと23分の1といういわゆる暫定計画を持っており、事業そのものはその暫定計画で今進めております。当初は、最終的に80分の1の治水安全度を満たすための総事業費として481億円を見込んでいましたけれども、今回、再評価を受けるに当たりまして、実際に行われている事業とのギャップがございますので、現在行っている23分の1の事業に対する事業費に見直して240億円に変えさせていただいております。目標と治水安全度が変わったというふうに考えてください。

それから、大きく違っている例として、7番の大谷川につきましては、前回までは57億円でしたけれども、今回、見直して43億円にしております。そんなに大きな事業ではございませんが、その理由といたしましては、当初の用地補償の精査につきまして、対象とする面積、あるいは1件ずつの物件に対する補償額といったものが実態と少し異なったことから、今回、それぞれを見直したところ、面積あるいは補償単価の減で14億円減っております。

11番の千鳥川につきましては、逆に22億円から15億円ふえております。これにつきましては、10年度の再評価時には22億円ということで説明させていただいたのですが、一番大きい要因は井堰の改築に要する費用の増加でございます。井堰につきましては全部で7つありますが、普通、井堰をつくります場合、風船のように膨らませて堰を立てるゴム堰にし、ポンプ取水するというので、当初、工費的には金額の低い内容で事業をしておりました。ところが、実際に工事を始めまして、水利権者等の方々との話し合いをする中で、鋼製ゲート、いわゆるスチールでつくりました転倒堰にしてほしいといった要望もあり、個数が非常に多いものですから、1カ所当たりの工事費がふえて全体的に増加しました。また、橋梁につきましても、非常に多くの橋梁を架けかえており、それぞれの単価が少しずつ増大したことから、全体では大きな増となっております。

会 長

もめておりました19番の加里屋川も、値段がかなり下がっておりますね。いろいろと工夫されて、工法も変えられたようですが。

事務局

これにつきましては、当初は、土どめと称しておりますが、工事をする際に土が崩れないように矢板を入れて掘削し、そこに護岸を積むという方法をとっていましたが、住民の方から矢板を使わないで石積みをしてほしいというお話があり、そういった工事に関係します減も含めて14億円の減額になっております。しかし、この工法の場合、一般の生活道路をすべて通行止めすることになりますので、果たしてこれで地域の方の了解が得られるかどうかはまだわからないのですが、現在、この構想のもとで積算すると事業費が減になっているということでございます。

会 長

一般的にいいまして、石積みより矢板でとめた方が高くつくんですか。たまたまここがそうだったということですか。

事務局

この場合、矢板を打つ場合の仮設工事が非常に大きな工事になってまいります。真ん中に中間ぐいと称する鋼矢板を打ち、その上に架台を設けて、というように仮設上の準備が大きくなる。したがって、工事費がかかることになっております。

## 委員

審議対象になっている河川全体に関して、流域委員会というのはどの河川とどの河川に設けられて、流域委員会の整備計画を待たなければならない事業はどれとどれなのか。

流域委員会で整備計画ができるまでに、ここで事業継続でよろしいということを我々が判定することは、どういう意味を持っているのか。この2点について教えていただきたいんですが。

## 事務局

流域委員会の件でございますが、今日ご提示させてもらっている案件すべて、整備計画はできていないということで上げさせていただいております。

今日ご説明さし上げました河川の中で、20番の加古川中流工区、11番の千鳥川の2つにつきましては、加古川中流圏域ということで、現在、委員会を立ち上げまして、地元の住民の方も入っていただいた中で検討している最中でございます。まだ検討中でありまして、整備計画はできておりません。

先ほどご質問がありました21番の千種川につきましても、今日委員でお越しただいております先生にもいろいろとお骨折りいただきまして、昨年9月に委員会を立ち上げております。現在、この河川につきましては、整備計画の前の計画になりますが、基本方針を検討していただいている段階で、その次のステップとして河川整備計画を策定していくスケジュールとなっております。現在はできておりません。

それから、23番の市川でございますが、これはいろいろと資料整理をしている最中で、委員会の立ち上げはできておりません。

その他の河川につきましても、いろいろと各土木事務所で委員会に向けての作業はしておりますが、まだ具体的な委員会の設立までは至っておりません。

## 会長

この委員会と流域委員会との関係は。

## 事務局

一応前回、前々回にもご説明させていただいたと思いますが、整備計画ができ上がった段階で、今議論していただいております公共事業等審査会で同じような検討をしていただいたとみなすことになりましたので、それができ上がった段階で公共事業等

審査会での議論ということはありません。しかし、今、まだできていません。

委員

流域委員会で整備計画の合意を見た場合に、我々が今審査している断面とか工法とかが変更される可能性があるわけですよ。そちらが優先されるわけですよ。だから、我々が今審議していることは何を意味するのかということがよくわからない。

事務局

河川整備計画では、当面の20年から30年間ぐらいで、その川をどのように整備すべきかというオーダーで検討しますので、先程説明しましたような矢板工法なのか、自然石を用いるのかとか、そのような個別のところまで踏み込まないこともございます。いわゆる治水対策上必要である、そのためにはこの程度の断面にする必要があるだろうというところで検討を終わる場合もあれば、あるいは今申しましたように、周辺環境整備等含めまして、川の利用、親水性等も踏まえて、具体的に護岸の形状等を少し提案する形になるかもわかりません。物によってどこまで整備計画の中で位置づけるかということは、ケース・バイ・ケースになるかと思えます。

委員

ケース・バイ・ケースで、整備計画が変わることはわかるわけです。それでないと流域委員会をやっている意味がないわけですから。そうすると、逆に言うと、ここで審議されていることが、ケース・バイ・ケースによって全部変わってくると。

事務局

いろんな手続がある中で、公共事業として国の補助金を受けて事業をやっていこうとすれば、きちっと地元で公共事業等審査会の議を踏まえてやってこいという国の一つのルールがございます。そのルールの中で、河川整備計画なるものが委員会をつくって通ってきたら、それは審査したものとみなしますよというの、補助金を受けようとする場合の国のルールなんですね。

それに基づいて、そういうルールでこれをやらせていただけませんかということは今お諮りしているわけなんです。仮にこの審査会で認めていただいて、この河川事業は継続してやってよろしい、あるいは着手してよろしいということになったものが、別個に委員会をつくりまして河川整備計画をつくっておりますので、河川整備計画の中で地元から別の意見が出た場合、ここの投資事業審査会で得た結論と違ったものが

出れば、私は、当然もう一度ここで、こういうことになりましたというご報告と、私たちとしてはこう考えていきたいというご説明をさせていただくのが筋だと考えております。

全く異なる意見が出た場合は、これは河川整備計画として認められたものですから、こちらと同じ結論が得られているということでそのまま生かさせていただく。しかし、違った場合は、ここで説明したものと異なるわけでございますので、再度改めて説明させていただき、両者の意見が一致するところまでやらなきゃならないのではないかと、今そういう例はございませんけれども、そのように考えるところでございます。

会 長

これはやはり知事へのお答えの中で触れておく必要があると思いますね。内容的には、今、説明されたようなことに実際はなるとは思います、河川整備計画そのものがまだできていない段階でこちらが先に手をつけたわけですから、その辺の調整をしっかりとやれというぐらいのことは書いておく必要があるのではないかと思います。

委 員

金額がものすごく変動したことについて、私も教えていただきたいことがございます。

治水安全度が変えられたところが大幅に工費が変わっていますので、どうやら治水安全度の数値が工費に大きく関係しているなということが推測されるんですが、治水安全度が20分の1とか100分の1、200分の1、30分の1とか、事業によってさまざまあるわけですね。変化させている。例えば、河整-9-1、千種川は減少していて、それは治水安全度80分の1の改修計画が30分の1になったからと。これは多分そうだろうと勝手に推測しているんですが。もう一つは、生態系に配慮しても減る場合と減らない場合があるのは、工法と条件の違いでというのは推測つくわけですが、まず、治水安全度の数値の設定はどのような基準でおやりになっているか。途中で変更される場合については何をご判断の基準にしておられるのか。さらに、治水安全度というものが工法と事業の規模にどのような影響を与えているかについて、ちょっと教えていただければありがたいんですが。

事務局

兵庫県下の治水安全度の考え方ですが、基本方針で述べる治水安全度というのは、その河川でのまあいえば憲法みたいなものでございまして、言い方をかえればフィロソフィーというふうに言われていますが、要はこの河川は幾らの治水安全度を確保すればいいかという基本的なところだと思います。

これにつきましては、兵庫県下の河川の中で、瀬戸内海に面している河川、いわゆる阪神地区から播磨地区については、今、私どもとしては 100分の1が必要だろうと思っています。その他の河川については、それよりももう少し落ちた安全度。その理由としましては、やはり資産の集積度、人口の集積度、その辺を十分考慮した上で考えなければならないということがありまして、そのように考えています。

ただ、今おっしゃいましたように30分の1とか20分の1とかというものがあるのは、そこに到達するまでの暫定的な考え方といえますか、将来的には例えば 100分の1が必要ですよと言われても、一気に 100分の1に改修するのは相当な労力もかかりますし、コストもかかります。一遍にそれだけの整備はなかなかできません。限られた予算の中でできるだけ効果を発揮させるためには、ある程度暫定計画というものを考えていかなければならない。そのときに、30分の1がいいのか、20分の1がいいのか、50分の1がいいのかということを考えていきますが、それぞれ河川の持っているいろんなテーマというんですか、問題点がございまして。例えば、土砂掘削で十分賄えるのか、あるいは構造物を根本から変えていかなければならないのか、いろんなそういった条件が各河川で異なりますので、その辺も考慮しながら、例えば30分の1の計画であるとか、その河川で一番最適な暫定的な計画をつくっていく、そのようになっているわけです。

## 委員

そうしますと、河整 - 25 - 1などは治水安全度2分の1、河整 - 26 - 1は治水安全度 200分の1なんですね、この乖離は私の理解の範囲を超えてしまって、どういう基準でやっているのか。フィロソフィーとおっしゃったところに恐らく非常に深遠な理論があるんだらうな、一言でご説明し切れないものだらうなとは推測つくんですが、通俗的に、200年に1度の洪水に耐えるとかって……。私の理解が間違っているかもしれませんが、長期に、100年に1度というのはわかるんですが、この調書に書くときにこれだけ違うのは、ちょっとついていけないんですね。

事務局

今おっしゃっていますそれぞれの河川の治水安全度について一覧表にしたものがございます。それらの治水安全度がどういう根拠をもってそうなっているかといった一覧表を提出してご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員

それに加えて、ぱっと治水安全度何分の1と出ますと、B/Cと同じで、数値が出ているということで瞬間納得するんですね。でも、これだけ違うということがありますので、やはりこのところ、こういう理由なので治水安全度10分の1を採用して事業を進めるというような一言二言のお言葉をいただくと説得力があると思うんです。

事務局

わかりました。その趣旨でまとめてみます。

会長

じゃ、次回によろしくをお願いします。

委員

神崎川と加里屋川が、非常に資産の集中した市街地を流れている割にB/Cがそんなに高くなかったように思いますが、その理由、コストが高過ぎるのか、そのあたりを教えていただきたいのが一つです。

それから、加里屋川につきましては、以前にここで議論になりました区画整理事業の地域に差しかかっている川だったように思います。もしそうであれば、加里屋川と放水路の事業とも関連するんですが、多分河川の改修が先に済まない区画整理もできないと思います。区画整理が先に進み過ぎて水害が起きる時期があるとまずいと思いますので、そのあたりのタイムスケジュールを、以前にもご説明いただいたはずですが、もう一度確認のためにお願ひしたいと思います。

事務局

まず、神崎川につきましては、JR東海道線であるとか、あるいは国道であるとか、そういった横断構造物に関します事業費が膨大になるものですから、周辺の資産の集積の割にはこういった程度におさまっていると言えます。

それから、加里屋川につきましては2つ事業がございまして、今、先生のご指摘の

ものは9番の方で、図面を示しますと、下にありますのが高潮対策事業における加里屋川、上が広域基幹でやっています加里屋川でございます。先生がおっしゃった部分は、当初、この上流から一貫して流れていたんですけれども、それだと下流の改修がとても追いつかないということで、現在、ここに放水路を設けております。これは既にでき上がってある年数がたっており、今、その上流に向かって河川改修を進めている。そして、その改修に隣接して区画整理事業があります。この改修事業の工程計画につきましては、25年度完成を目標にいたしまして、19年から築堤、護岸、あわせて掘削等を行っていく中で、先ほどの区画整理事業とは、排水先等との兼ね合いから、お互いに影響し合わないような形で順次改修は進めています。

委員

ありがとうございます。もう一つは、19 - 4 ページで写真が写っております。空石を積んでこういう都市部の割には環境に配慮したということだと思いますが、階段をおりるところが、こういうタイプの整備が親水とっていいのか。割と新湊川でも見られますけれども、こういうのは利用されているのでしょうか。というのは、これがあると、かえって流れの障害要因になったり乱れを起こしたりしていないか。実験レベルあるいは計算レベルでは、かえって疎通能を減少させている嫌いがどうもあるんですが。

事務局

この部分につきましては、若干感潮河川なものですから、非常にバックがかかって流速等は余り速くならない。また、新湊川の場合は、ご承知のとおりあれだけの河床勾配で非常に流速が速いものですから、こういった階段等を設けることで堰上げが生じましたけれども、この川におけるこの階段の規模あるいは幅等から考えて、さほど影響はないと思います。と同時に、階段の位置やこういった形状につきましては、地元の方と相談して決めておりますので、あるいは水位が低下したときには若干下の方に入っていけるということもございまして、当然地元の方々はこちらを使用しているということでございます。

委員

こういうご要望があるわけですか。

事務局

そうです。

委員

先ほどの神崎川の計画で 200分の1 というのは、恐らく淀川の計画確率と一致させる計画ではないかと思われませんが、本河川である淀川水系の流域委員会で検討されているということで、全体的に下流断面の拡幅とか疎通能力を高めるという要望が非常に強いところかと思えます。そういう意味で、一級河川の管理者との協議を行いながら進めるということですが、その点には十分な配慮をしていただきたいと思えます。また、国としても、非常に要望の強いところということで、国レベルの補助率というのは決まっているんでしょうけれども、予算面でももう少し支援をいただけないかという気もいたします。

同様に、先ほど委員がお話しされました河川流域委員会との関係では、先ほどの話に戻りますけれども、武庫川ダムの問題についても協議があろうかと思えます。前回、出張と重なりましてこの会議には出られなかったんですけども、多々いろんなサイドから要望が強い、あるいは心配される面が多い、水質面でもいろいろとある事業でございますので、その委員会の意見を十分参考にしながら進めていただきたいと思えます。

それからもう一点、11番の千鳥川のところで、農業用井堰等の改修がございます。これについて、ラバータイプから要望があって転倒型のゲートに変えられるということですが、現状における井堰はかなり魚類の遡上があるのではないかと想定しているのですが、転倒型になりましてその辺が遮断される危険性が心配されます。一方で、わんどなんかの造成を考えられているようですし、先ほど4種類の魚道を考えられているということもあって、魚類に対しては大変ご配慮されているようですので、堰についてはそういう点もご検討いただきたいと希望いたしております。

会長

どうもご意見ありがとうございました。十分配慮していただきたいと思えます。

委員

26番、神崎川のことなんですが、神崎川はたしか兵庫県と大阪府の境界を流れているんですね。そういう河川の場合の改修等につきまして、府県間の分担というか、協議というか、そういう調整はどのようになっているのかということをお聞きしたい

と思います。それと、河整 - 26 - 2 に二点破線の赤線があるんですが、これは何を意味しているかということ。

もう一点は、先ほどの予算オーバーのところでも私、聞き漏らしたのかもしれませんが、河整 - 14 の船場川で、再評価時点で14億円の用地買収費が現時点で44億円、これが30億円ふえていることが総額の増加になったと思います。前回の再評価以降、一部用地買収がほぼ完了していると書いてあるんですが、平成10年時点で予測できなかったような用地買収の事情があったんでしょうか。以上の2点についてお尋ねしたいと思います。

事務局

神崎川につきましては、正面のスクリーンに映しているのが平面図でございます。二点鎖線は大阪府と兵庫県の県境をあらわす線でございます。

本来であれば、これは一級河川神崎川で、なおかつ両府県をまたがって流れる川ですから、国が直接管理してもいい川でございますけれども、経過からいくと、結果的には今、河口部からこの部分につきましては県が管理している。そして、これから上流は猪名川となり、猪名川の川西市の多田のところぐらいまでを一級直轄で管理している。そして、その上流を我々が管理している。つまり、一つの川を挟みまして、下流側を県が管理する、中ほどは国が管理する、そしてまた上流は県が管理するという非常に複雑な管理形態になっております。

いずれにしましても、府県境にあり、管理につきましては、兵庫県側は兵庫県が例えば築堤工事をする、あるいは兵庫県側の土砂堆積は兵庫県が取る、大阪府側は大阪府が取ることになっており、当然これは大阪府と兵庫県と定期的な会合を設けておりますし、お互いに調整等をして、そごのないようにはしております。そうした事情があるということをご理解いただけたらと思います。

それから、船場川につきましては、この事業費は、平成10年度当時、明らかになっていたと思うんですけれども、まだ見直されていなかったと思われます。そして、現在、我々が見直したところ、用地費につきましては、いわゆる平米単価、坪単価が、間違いとは言いませんけれども、当時は少なく見積もり過ぎていたということで、現在の適正な価格で積算していくとこういった増加になった。また用地単価とともに、物件補償等につきましても、単価等を見直す中で増嵩したということでございます。

10年度からこの5年間で見直したというのではなく、10年度当初にも恐らく明らかになっていたんだろうけれども、その当時、まだ十分な見直しがされなかった中で再評価の事業費として出してきたといういきさつがあると思います。

#### 委員

さっきの委員の後半のご質問ともちょっと関係があることなんですけど、例えば20番、加古川流域というのは、ここに出ていますように、兵庫県内ではレッドデータブックに載っている絶滅危惧種が大変多いところですね。もちろん魚とか昆虫なんかはいるんですが、単に河川だけじゃなくて、河川流域というか、川とその周辺の環境があって初めて絶滅危惧種がこれから救われていくと思うんです。ですから、多自然型の工法でいろんなことを講じられるよう、4種類の魚道を整備して魚たちが遡上できるようにということが、ここだけじゃなくてほかのページにも書いてありますが、それが一点です。

2点目は、今後はこの上流の野間川を重点的に改修する予定と書いてありますが、野間川については、上流に八千代町の俵田という地域がありますね。あそこは兵庫県内でも、特にホテルの会うんぬんというのが随分前からございまして、その河川の流域の地域の人たちがみんな協力して、幼虫からそれぞれの家庭で育てられてもう一度野間川に返すということをやっておられる。杉原川についても、下水道を最初に99%完成したまちとして全国的に知られているところですね。このあたりは、川とまちづくりというのは一体になっているんですね。そういう地域性といいますか、地域の人たちが長くかかわっている。だから、河川整備されるときに、単に浸水被害だけを防止するために河川改修するという視点じゃなくて、まちづくりと一体になっているわけですから、そのあたりの十分な配慮がされるようお願いしたいということです。

#### 会長

ありがとうございました。新規の場合にはそれは表に出てきますけれども再々評価になりますとぼけてくる点があると思います。その辺はやはり知事のお答えの中で生かしていきたいと思います。

#### 事務局

今、委員のおっしゃったことにつきましては、我々が事業を進める中では、まずは治水施設の整備ということで進めておりますけれども、それぞれの地域にあっては、

コミュニケーション型あるいはふるさとの川整備事業として、ある一定区間について住民の方と一緒に考えながら、また環境団体の方々の意見を聞きながら整備していくことについては心がけておりますし、そういった川であるという認識をした場合は、そういう手法をとらせていただいております。

会 長

今後ともよろしく申し上げます。時間が大分超過しております。もう一件、農道整備事業につきまして、今日は説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

## 2) 事務局から農道整備事業(2件)について説明

- ・ 審議番号20番 農道整備事業 南淡路地区
- ・ 審議番号21番 農道整備事業 高山入野地区

会 長

ありがとうございました。2つの道路、直接の関連はございませんが、いずれも淡路島ということと農道ということで、続けて説明していただきました。ご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

委 員

両方について、ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、例えば農道-1-2の図で、赤線と黒線によって1期、2期ということが明記されています。この未着手部分は、例えば2-3の上の写真のように、立派な道ではないとしても、現時点でも何か通行できるものがあるのかなのか、それを教えていただきたいんですが。

事務局

2期地区については、道路はございません。これは単に、平成12年度に見直ししたときに、用地買収に着手していなかったところを2期地区というふうに位置づけいたしましたので、道路があるからというわけではございません。

委 員

ということは、極端な話、ここは全くの田んぼとか畑とか、あるいは山とかとい

うところに線が引いてあると認識したらいいわけですか。

事務局

はい、そのとおりです。

委員

農道 - 2 - 1 で、1 期地区の方が 2 車線になっておりまして、2 期の車道幅員は一般車両と耕運機のたぐいの農機具がすれ違える幅で 5 m というご説明だったように思うんですが、既に 2 車線で完成している 1 期地区が今おっしゃった紫色の線ということですね。これは、見直しして合理化していただいたのは非常にいいことだと思うんですが、連続性ということを考えたときにどうなんでしょうか。2 車線あるところから急に 1 車線になってしまうというのは、そこで何となく連続しないような気がするんですが。

事務局

確かにそのとおりなんですけど、急激な変化はしないようにということで、2 車線道路は実は 2.75 掛ける 2 で 5 m の道路になっています。ですから、今回は 5 m の合理化農道を考えておりますので、50cm だけ狭まることになります。したがって、急激な変化ではない、危険性は少ないということで、見直しをさせていただきたいと考えました。

昨年度、朝来町の佐囊地区の農道について再評価を受けた経緯がございまして、このときには、山間部だということで、もう少し幅の狭い 1 車線道路にさせてもらいました。しかし、ここは、農作業あるいは収穫のときに車がとまったりというケースが多いものですから、安全に車がすれ違える道路ということで、1 車線ではありますけれども、5 m 道路で計画させていただいたということです。

会長

ほかにございませんでしょうか。ご質問も一通り出たようでございます。これで河川事業、農道整備事業の説明を終わらせていただきます。

本日受けました説明、あるいは説明を省略した事案もございまして、それらにつきまして、また資料をお目通しいただいて、この点についてはもう少し詳しい説明が欲しいとか、この点についてもう一度説明をやり直してほしいということがございましたら、事務局の方へお申し出いただきたいと思っております。今、発言しておいていただ

いても結構ですが、特にございませんか。何番についてもう一回説明してほしいとか、今思いつかれるものがありましたら、どうぞ。

委 員

ちょっと後戻りするんですけども、先ほどの河川のときに先生がおっしゃったことは私も非常に大切なことだと思います。河川のどの項目にも共通してですが、評価視点のところに必要性、有効性等4点上がっていて、これは有効性あるいは環境適合性に盛り込めるとは思うんですけども、やはりホテルも含めて、何らかの形で地域の活性化の視点みたいなものがあればと思います。流域懇談会ですか、幾つかあるところとないところとございましたけれども、全般的に地元の声を何らかの形で反映するような評価視点を立てていただけるといいなという願いを、私も賛同しましたので、申し上げさせていただきます。

会 長

ありがとうございます。先ほども出ましたが、流域委員会やそれに関するものどこの審査会との関係を、事務局の方でちょっと整理しておいていただきたいと思えます。すぐにどうこうではなくて、知事に答申するときに、委員からご指摘があったんですが、この評価委員会を通っているから事業をやるんだというようなことをされても困るわけで、そのおそれもないとは言えませんので。

委 員

審議会をパスしているから、あなた方に幾らこういう意見があってもだめだというような形も、逆にね。

委 員

この委員会に敬意を表しているんですよ。お忙しい人に来てもらって聞いたけれども、そのとおりせなんだらいかんといったら、先生方はやめると言いますよ。敬意を表するためにやっておるんですよ。

会 長

その辺も事務局の方で整理しておいていただきたいと思えます。特にご意見がございませんようでしたら、司会の不手際で大分時間を超過いたしまして、申しわけございません、本日の審査は終了させていただきたいと思えます。ご協力ありがとうございました。

事務局の方から連絡事項がありましたら。

## 事務局

最後に、事務局よりご報告とご連絡を申し上げます。

1点目は、公共事業等評価実施要領の改正につきましてご報告いたします。

河川法に基づき、学識経験者などで構成される委員会などでの審議を経て河川整備計画が策定されたものにつきましては、継続事業として審査したものと取り扱ってありましたが、社会情勢や県民のダム事業に対する関心等により、ダム事業につきましては審査対象とすることといたしました。それに伴い、県の評価要領も改正しましたので、ご報告いたします。第4条第2項に記載されております。

2点目は、次回審査会の日程でございますが、11月11日の火曜日、13時30分から、今回と同じラッセホールで行います。当日は、副知事にも出席いただき、事務局に加わっていただこうと考えておりますので、よろしくご報告いたします。

3点目は、12月22日に予定しております講演会の開催についてでございます。配付資料の最後につけてありますが、東北大学の教授に神戸に来ていただきまして、「公共事業評価の現状と課題」について講演をしていただきます。ご都合がよろしければ参加のほど、よろしくご報告いたします。

それでは、これをもちまして公共事業等審査会第7回会議の閉会といたします。長時間のご審議、ありがとうございました。

## 3 閉 会